



大阪ホーチミン社労士事務所本店新聞

VĂN PHÒNG TƯ VẤN LAO ĐỘNG VÀ BẢO HIỂM XÃ HỘI OSAKA- HỒ CHÍ MINH tru sở chính

日本とベトナムの労務管理に関する情報新聞



発行所：〒531-0072 大阪府大阪市北区豊崎 3-20-9-705

連絡先電話：06-6131-4922 F A X：06-6131-4933 Email：「info@ocsr.jp」

この新聞は大阪ホーチミン社労士事務所がお送りする労務管理に関する情報提供用労務管理新聞です。
名刺交換をさせていただいた方などにも配布させていただいております。

今後新聞が不要であれば、お手数ですが口にチェックを入れ、ご氏名をご記入の上、上記まで FAX をご送信ください。

→口ご氏名：

【12月は「出張」について】

出張に関する相談は多いです。
今回は出張のよくある質問をご紹介します。

★出張に行く時間は労働時間？

結論：労働時間ではありません。

「出張時の移動時間は労働拘束性が低く労働時間と考えることは困難であり、たとえそれが車中で自由な行動が一定程度制限されていたとしても、それは事業場内の休憩と同様のことであり、それをもって当該時間が労働時間という解釈は出来ない」

(横河電機事件 平 6.9.27 東京地裁判決)

★出張中に階段から落ちたら労災？

①出張中についても、基本的に業務遂行性や業務起因性があれば、認められることになります。

②休憩時間中の職場における事故について

業務従事していないので、上記の基準から判断すれば、原則「業務災害」に当たりません。

しかし、事業所の施設や設備の管理状況に問題がありその結果発生した災害については、例外的に「業務災害」に該当する場合があります。

例えば、休憩時間中に、職場の棚から物が落下してきて負傷した、などという場合は「業務災害」になる可能性があります。

★出張旅費は全て経費？

出張旅費規程を作成している場合には、この旅費日当が経費として扱われます。

出張旅費規程を作成しておけば、出張のたびに日当計算をする手間が省けるだけでなく、社員の間で異なる日当を受け取る不公平感もなくなります。

忘れてはいけないのは、出張旅費規程は全ての社員が対象であることです。

「管理監督者のみ対象」とすることはできません。
ただし、役職で額に差をつけることは可能です。

★出張中から帰る時間は労働時間？

これも行くときと同じ扱いです。

弊社は海外出張が多い事務所です。

なかなか慣れない出張も多いです。

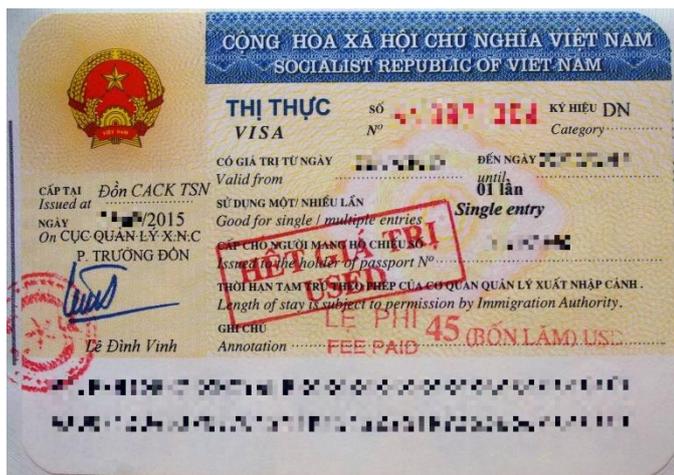
今後は、若者は海外へ出て行き、世界を舞台で仕事をしていって欲しいですね！

さらに詳しい説明は、弊社まで個別にご相談下さい。



【編集後記 森啓治郎】

日本のパスポートが大きく変わる 1



【その1】世界一便利に！！

世界一のビザ無し訪問が可能なパスポート

マレーシアを抜いて、世界一になりました！

日本のパスポートは、ビザ無しで訪問できる国が世界最多数になりました。

このため外国人さんは「日本国籍」を取得すれば「母国に帰りやすい+世界中に旅行しやすい」というメリットがあるため「日本国籍」がさらにプレミアムになりました。

よくお相撲さんで「帰化申請した」なんて耳にしますね。

この帰化申請は「=日本国籍取得」になります。

そのため母国の国籍は消滅します。

どちらか選択になります。

テニスの大坂なおみ選手はまだ選択の途中です。

両親が別々の場合、ある年齢で選択になります。

今までより選択される確率も増えますね。

なんと「190カ国」で可能になりました。

日本のパスポートが大きく変わる 2



【その2】和風デザインへ変更される！

デザインが浮世絵のパスポート

現在の青色パスポートが、おしゃれな浮世絵パスポートになります。

ちなみに昔は赤色でした。

浮世絵は中身のすかしも浮世絵になります。

表紙はいろいろなデザインから選択できるようになります。

2019年から予定、とっても楽しみです。

大阪ホーチミン社労士事務所本店 森啓治郎



【発行・編集】

大阪ホーチミン社労士事務所 本店

大阪市北区豊崎3-20-9-705

メール「info@ocsr.jp」

F A X 「06-6131-4933」